

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四三
- 道路の区域を変更する件三件 四三
- 道路の供用を開始する件三件 四四
- 肥料を登録した件 四五
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四五

告 示

福島県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年九月十六日

- 一 所在の不明な者の氏名
猪狩 正江
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十六年福島県告示第四百九十一号）によること。

福島県知事 佐藤 雄平

（森林保全課）

福島県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員延長（メートル）
		変更前	変更後	
県道三穂田須賀川線	須賀川市仁井田字西原六六五番地先から市仁井田字板屋三〇〇番地先まで	A 四・六〇	A 一八・八〇	一、三八八・六〇
		B 一四・八〇	三〇・六〇	一、二四九・七〇

（道路計画課）

福島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員延長（メートル）
		変更前	変更後	
県道勿米浅川線	いわき市田人町貝泊字耕土四一番一地从り市田人町貝泊字耕土七九番二地先まで	一一・五〇	二〇・〇〇	二四七・五〇
		一一・五〇	二四七・五〇	二四七・五〇

二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続字岩ヶ作三八番地先から 市久之浜町末続字岩ヶ作三八番地先まで	変更前	八・〇〇	一六〇・〇
		変更後	一五・〇〇	一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字中川字荻付五九〇番一地从先から 同 郡同 町大字中川字上居平九六四番二地先まで	平成二十六年九月一六日

福島県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道勿来浅川線	いわき市田人町貝泊字耕土四一番一地从先から 同 市田人町貝泊字耕土七九番二地先まで	平成二十六年九月一六日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続字岩ヶ作三八番地先から 同 市久之浜町末続字岩ヶ作三八番地先まで	平成二十六年九月一六日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとお

り登録した。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)			その他の規 格	氏名又は 名称	住所	登録の 有効期限	
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量					含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり。
			5.0	1.0	—					
842	乾燥菌 体肥料	乾燥菌 体肥料 51				片倉チッ カリン株 式会社	東京都千代 田区九段北 一丁目13番 5号	平成29 年 8月 20日		

(農業総合センター)

公告第二百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、国見町から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)